

第130号議案

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する 条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成12年島根県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書を削り、同条第5項を削り、同条第4項中「の属する月」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該在職期間に1月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第6条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「から第5項まで」を「及び第5項」に、「100分の30」を「100分の26」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育長の退職手当の支給は、任期ごとに行う。

第6条中第8項を第10項とし、同条第7項中「前項」を「前3項」に、「第2項」を「第3項」に改め、同項第1号中「としての」の次に「最終の任期に係る」を加え、「第2項」を「第3項」に改め、同項第2号中「教育長の退職の日における」及び「に相当する額」を削り、「を基礎として、」を「について、それぞれ退職した日に、第6項及び前項の規定がないものとして」に改め、「得た額」の次に「に相当する額」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号以外のその者の教育長としての在職期間について、それぞれ退職した日に第7項及び前項の規定の適用がないものとして第3項の規定の例により計算して得た額に相当する額

第6条中第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 前項の規定の適用を受けた者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び教育長となったときは、先の教育長としての在職期間は、後の教育長としての在職期間に通算するものとする。

8 前2項の規定の適用を受けた者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び教育長となったときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。